

福岡県医第884号(保)

平成16年 8月20日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 竹 嶋



施設基準について

最近、個人から法人に変更した場合に有床診療所入院基本料、理学療法等の施設基準について変更届が必要であるにもかかわらず、変更届をしていない、基準を満たさなくなり施設基準の変更届或いは辞退届が必要であるにもかかわらず、変更届或いは辞退届けをしていない、有床診療所療養病床を新設或いは増床した際に保健所のみ届出して、福岡社会保険事務局に届出していない等の事例が散見しております。

このような事例が保険者等に発見された場合には、基準を満たさなくなった時点まで遡り返還を求められ、多額の返還ということにもなりかねません。承認制であったもののほとんどが平成6年に届出制となり、許認可の緩和がなされましたが、その分、自主管理が求められるようになり、違反時のペナルティーも厳しいものとなっています。

つきましては、届出している施設基準について誤りがないかのご確認を院長先生にさせていただくとともに、このようなことがないように今後ともご注意くださいよう貴会会員へ周知・徹底方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 届出している施設基準が分からない場合には、福岡社会保険事務局保険課医療係 (Tel 092-415-3689) へご確認をお願いいたします。
- 2) 届出すべき施設基準については、別紙のとおり診療報酬点数表の解釈(平成16年4月版)の850頁～851頁、1043頁～1046頁に掲載してあります。

- (2) 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成14年厚生労働省告示第99号）第三に規定する基準に違反したことがある保険医療機関である場合。
- (3) 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法（平成16年厚生労働省告示第52号）に該当している保険医療機関である場合。
- (4) 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法（大正11年法律第70号）第78条第1項（同項を準用する場合を含む。）及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第31条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関である場合。なお、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた場合」とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日保発第117号厚生省保険局長通知）に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。
- 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。なお、入院基本料等区分があるものについては、区分も付して通知すること。

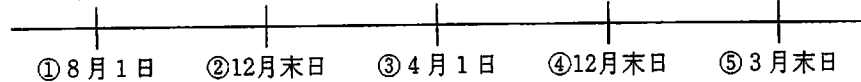
紹介患者加算1	(紹介1)第	号
紹介患者加算2	(紹介2)第	号
紹介患者加算3	(紹介3)第	号
紹介患者加算4	(紹介4)第	号
紹介患者加算5	(紹介5)第	号
病院歯科初診料1	(病歯1)第	号
病院歯科初診料2	(病歯2)第	号
かかりつけ歯科医初診料	(か歯)第	号
一般病棟入院基本料	(一般入院)第	号
療養病棟入院基本料	(療養入院)第	号
結核病棟入院基本料	(結核入院)第	号
精神病棟入院基本料	(精神入院)第	号
特定機能病院入院基本料	(特定入院)第	号
専門病院入院基本料	(専門入院)第	号
障害者施設等入院基本料	(障害入院)第	号
有床診療所入院基本料	(診入院)第	号
有床診療所療養病床入院基本料	(診療養入院)第	号
褥瘡患者管理加算	(褥)第	号
入院時医学管理加算	(入時加算)第	号
紹介外来加算	(紹介外来)第	号
紹介外来特別加算	(紹介特別)第	号
急性期入院加算	(急性入院)第	号
急性期特定入院加算	(急性特定)第	号
地域医療支援病院入院診療加算2	(地域支援)第	号
臨床研修病院入院診療加算	(臨床研修)第	号
診療録管理体制加算	(診療録)第	号
特殊疾患入院施設管理加算	(特施)第	号
新生児入院医療管理加算	(新入)第	号
看護配置加算	(看配)第	号
看護補助加算	(看補)第	号
夜間勤務等看護加算	(夜勤看)第	号
特別看護加算	(特看)第	号
特別看護補助加算	(特看補)第	号

療養環境加算	(療)第	号
重症者等療養環境特別加算	(重)第	号
療養病棟療養環境加算 1	(療養 1)第	号
療養病棟療養環境加算 2	(療養 2)第	号
療養病棟療養環境加算 3	(療養 3)第	号
診療所療養病床療養環境 1	(診療養 1)第	号
診療所療養病床療養環境 2	(診療養 2)第	号
重症皮膚潰瘍管理加算	(重皮潰)第	号
緩和ケア診療加算	(緩診)第	号
精神科応急入院施設管理加算	(精応)第	号
精神病棟入院時医学管理加算	(精入学)第	号
児童・思春期精神科入院医療管理加算	(児春)第	号
救命救急入院料	(救)第	号
特定集中治療室管理料	(集)第	号
ハイケアユニット入院医療管理料	(ハイケア)第	号
新生児特定集中治療室管理料	(新)第	号
総合周産期特定集中治療室管理料	(周)第	号
広範囲熱傷特定集中治療室管理料	(熱)第	号
一類感染症患者入院医療管理料	(一類)第	号
特殊疾患入院医療管理料	(特入)第	号
小児入院医療管理料 1	(小入 1)第	号
小児入院医療管理料 2	(小入 2)第	号
小児入院医療管理料 3	(小入 3)第	号
回復期リハビリテーション病棟入院料	(回)第	号
亜急性期入院医療管理料	(亜)第	号
特殊疾患療養病棟入院料 1	(特療 1)第	号
特殊疾患療養病棟入院料 2	(特療 2)第	号
緩和ケア病棟入院料	(緩)第	号
精神科救急入院料	(精救)第	号
精神科急性期治療病棟入院料 1	(精急 1)第	号
精神科急性期治療病棟入院料 2	(精急 2)第	号
精神療養病棟入院料 1	(精療 1)第	号
精神療養病棟入院料 2	(精療 2)第	号
老人一般病棟入院医療管理料	(老入管)第	号
老人性痴呆疾患治療病棟入院料 1	(老痴治 1)第	号
老人性痴呆疾患治療病棟入院料 2	(老痴治 2)第	号
老人性痴呆疾患療養病棟入院料	(老痴療)第	号
診療所老人医療管理料	(診老管)第	号
短期滞在手術基本料 1	(短手 1)第	号
短期滞在手術基本料 2	(短手 2)第	号

7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の 1 日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の初日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該初日の属する月から算定する。なお、平成 16 年 4 月 16 日までに届出書の提出があり、同月 30 日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月 1 日に遡って算定することができるものとする。

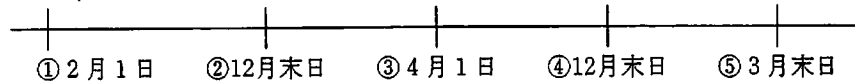
8 届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に対して通知するものであること。

- ・⑤の翌日以後の期間の算定の可否は、②の翌日から④までの期間における実績で判断する。



例2：2月1日から算定を開始した場合

- ・翌年3月末（③の前日）までは算定可
- ・①～②までの実績により実施件数に係る基準の適合性を判断（実施件数が、各施設基準に規定する年間実施件数を12で除して得た数に所定点数を算定した月数を乗じて得た数以上であれば、施設基準に適合しているものと判断する。）
 - ・施設基準に適合している場合は、③～⑤までの期間算定可
 - ・施設基準に適合していない場合は、③～⑤までの期間算定不可
- ・⑤の翌日以後の期間の算定の可否は、②の翌日から④までの期間における実績で判断する。



5 特掲診療料の施設基準等に係る届出を行う保険医療機関が、次のいずれかに該当する場合にあつては当該届出の受理は行わないものであること。

- (1) 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがある保険医療機関である場合。
- (2) 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成14年3月厚生労働省告示第99号）に違反したことがある保険医療機関である場合。
- (3) 地方社会保険事務局長又は都道府県知事に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法（平成16年厚生労働省告示第52号）に規定する基準のいずれかに該当している保険医療機関である場合。
- (4) 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法（大正11年法律第70号）第78条第1項（同項を準用する場合を含む。）及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第31条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関である場合。なお、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた場合」とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日保発第117号厚生省保険局長通知）に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。

6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。

小児科外来診療料	（小外）第	号
手術前医学管理料	（手）第	号
高度難聴指導管理料	（高）第	号
地域連携小児夜間・休日診療料	（小夜）第	号
開放型病院共同指導料	（開）第	号
薬剤管理指導料	（薬）第	号
病院歯科感染予防対策管理料	（感予）第	号
病院歯科共同治療管理料（Ⅰ）	（歯共）第	号
歯科治療総合医療管理料	（歯総医）第	号
在宅時医学管理料	（在管）第	号
在宅末期医療総合診療料	（在総）第	号
地域医療連携体制加算	（歯地連）第	号
寝たきり老人在宅総合診療	（在総診）第	号

緊急時入院体制加算	(在総緊)第	号
24時間連携体制加算(Ⅰ)	(在総24Ⅰ)第	号
24時間連携体制加算(Ⅱ)	(在総24Ⅱ)第	号
24時間連携体制加算(Ⅲ)	(在総24Ⅲ)第	号
血液細胞核酸増幅同定検査	(血)第	号
検体検査管理加算(Ⅰ)	(検Ⅰ)第	号
検体検査管理加算(Ⅱ)	(検Ⅱ)第	号
テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査	(テ)第	号
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	(血内)第	号
長期継続頭蓋内脳波検査	(長)第	号
補聴器適合検査	(補聴)第	号
光トポグラフィー	(光ト)第	号
中枢神経磁気刺激による誘発筋電図	(神磁)第	号
神経磁気診断	(神磁診)第	号
歯周疾患継続治療診断料	(継続診)第	号
歯科口腔継続管理治療診断料	(歯継続治)第	号
画像診断管理加算1	(画1)第	号
画像診断管理加算2	(画2)第	号
画像診断管理加算(歯科)	(画歯)第	号
遠隔画像診断	(遠画)第	号
ポジトロン断層撮影	(ポジ)第	号
特殊CT撮影及び特殊MRI撮影	(特)第	号
無菌製剤処理加算	(菌)第	号
外来化学療法加算	(外化)第	号
心疾患リハビリテーション	(心)第	号
総合リハビリテーション施設(理学療法(Ⅰ)又は作業療法(Ⅰ))	(り総)第	号
総合リハビリテーション施設(老人理学療法(Ⅰ)又は老人作業療法(Ⅰ))	(老り総)第	号
理学療法(Ⅱ)	(理Ⅱ)第	号
老人理学療法(Ⅱ)	(老理Ⅱ)第	号
理学療法(Ⅲ)	(理Ⅲ)第	号
老人理学療法(Ⅲ)	(老理Ⅲ)第	号
作業療法(Ⅱ)	(作Ⅱ)第	号
老人作業療法(Ⅱ)	(老作Ⅱ)第	号
言語聴覚療法(Ⅰ)	(言聴Ⅰ)第	号
言語聴覚療法(Ⅱ)	(言聴Ⅱ)第	号
言語聴覚療法(Ⅲ)	(言聴Ⅲ)第	号
難病患者リハビリテーション	(難)第	号
精神科作業療法	(精)第	号
精神科デイ・ケア「大規模なもの」	(デ大)第	号
精神科デイ・ケア「小規模なもの」	(デ小)第	号
精神科ナイト・ケア	(ナ)第	号
精神科デイ・ナイト・ケア	(デナ)第	号
重度痴呆患者デイ・ケア(Ⅰ)	(痴デⅠ)第	号
重度痴呆患者デイ・ケア(Ⅱ)	(痴デⅡ)第	号
重度痴呆患者入院治療	(重痴治)第	号
医療保護入院等診療料	(医療保護)第	号
エタノールの局所注入(甲状腺)	(エタ甲)第	号
エタノールの局所注入(副甲状腺)	(エタ副甲)第	号

脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術又は脳刺激装置交換術	(脳刺)第	号
脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術	(脊刺)第	号
人工内耳埋込術	(人)第	号
両室ペースメーカー移植術	(両ペ)第	号
埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術	(除)第	号
補助人工心臓	(補心)第	号
植込み型補助人工心臓	(植補心)第	号
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	(腎)第	号
体外衝撃波胆石破碎術	(胆)第	号
人工脾臓	(脾)第	号
経皮的中心筋焼灼術	(経中)第	号
経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーターによるもの)	(経高)第	号
生体部分肝移植術	(生)第	号
ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術(電池交換を含む。)	(ペ)第	号
大動脈バルーンパンピング法(IABP法)	(大)第	号
頭蓋内腫瘍摘出術等	(1ア)第	号
黄斑下手術等	(1イ)第	号
鼓室形成手術等	(1ウ)第	号
肺悪性腫瘍手術等	(1エ)第	号
経皮的カテーター心筋焼灼術	(1オ)第	号
靱帯断裂形成手術等	(2ア)第	号
水頭症手術等	(2イ)第	号
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	(2ウ)第	号
尿道形成手術等	(2エ)第	号
角膜移植術	(2オ)第	号
肝切除術等	(2カ)第	号
子宮附属器悪性腫瘍手術等	(2キ)第	号
上顎骨形成術等	(3ア)第	号
上顎骨悪性腫瘍手術等	(3イ)第	号
バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	(3ウ)第	号
母指化手術等	(3エ)第	号
内反足手術等	(3オ)第	号
食道切除再建術等	(3カ)第	号
同種腎移植術等	(3キ)第	号
人工関節置換術	(人関)第	号
乳児外科対象手術	(乳外)第	号
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(電池交換を含む。)(ペース)	(ペース)第	号
冠動脈及び大動脈バイパス移植術並びに体外循環を要する手術	(冠動)第	号
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	(経形)第	号
麻酔管理料	(麻管)第	号
放射線治療専任加算	(放専)第	号
高エネルギー放射線療法	(高放)第	号
直線加速器による定位放射線治療	(直定)第	号
補綴物維持管理料	(補維)第	号
顎口腔機能診断料(顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに限る。)の手術前後における歯科矯正に係るもの)	(矯)第	号
基準調剤	(調)第	号